平成２５年（フ）第１３６号
熊本市中央区出水７丁目32番３号
債務者　山本　一利
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３８号
熊本市西区島崎２丁目８番13―401号　ウエノマンション島崎
債務者　本田ちづる
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
沖縄県島尻郡南風原町字新川６番地７　２Ｆ
債務者　上原　勝雄
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９号
北海道苫小牧市永福町２丁目３番10―402号
債務者　菅原　衣里
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第８０号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番22棟206号
債務者　萩原　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９号
千葉県船橋市習志野台４丁目60番10号
債務者　佐藤　昭夫
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４１号
千葉市花見川区朝日ケ丘５丁目２番10号　いしあたま２Ｆ
債務者　市川　保英
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５３号
千葉県八千代市八千代台北16丁目５番15号
債務者　木元　友美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４６３号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋629番地の10
債務者　石田　篤司
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６４号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋629番地の10
債務者　石田府美子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６５号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋629番地の10
債務者　阿部惠美子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県姫路市白国２丁目５番２号
債務者　白井　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６７号
兵庫県姫路市飾磨区高町２丁目15番地１
債務者　山口　俊子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７８号
兵庫県姫路市飾磨区細江960番地６　アンソレイエ飾磨２番館101
債務者　藤井貴史こと　厳　　貴史
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２号
宮城県登米市中田町上沼字舘28番地
債務者　堀内あけみ
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１１号
仙台市青葉区下愛子字観音40番地の10　エスポワール・シャトー愛子Ⅱ107
債務者　渡部　晶子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
宮城県柴田郡柴田町船岡南２丁目１番14号　コーポマルボシＡ201号
債務者　大石　孝男
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１３号
福島県二本松市根崎２丁目91番地２
債務者　安部　玲子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福島地方裁判所